

## 54. 04

## 色彩のみからなる商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

色彩のみからなる商標の出願において、願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱いは、以下のとおりとする。

### 1. 商品等における位置を特定する記載が複数ある場合

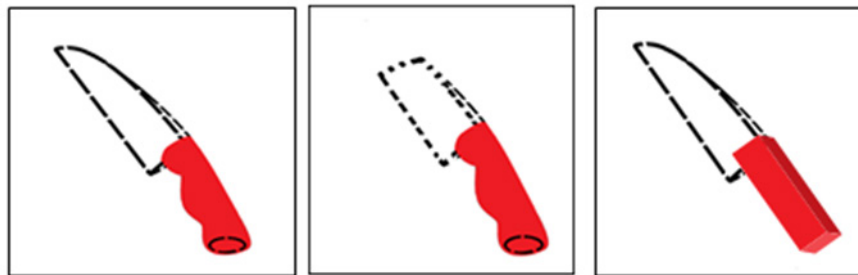
商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標においては、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）のうちの一部の商品又は役務である場合が多いと考えられる。

しかしながら、登録商標の専用権の範囲は、あくまでも指定商品等の範囲である（第25条）ことから、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等の形状は、その指定商品等における使用態様のうちの一例として取り扱うこととする。

したがって、商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標の出願において、願書に記載した商標が複数枚提出された場合には、それぞれの記載において下記（1）ないし（3）を全て満たす場合には、第3条第1項柱書及び第6条第1項（一商標一出願）の要件を満たすものとして取り扱う。

- （1）商品等が指定商品等に含まれていること
- （2）色彩又は色彩の組合せが同一であること
- （3）商品等における位置が同一であること

（例）



### 2. 商品等における位置を特定する記載及び色彩のみの記載の両方がなされている場合

商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標に係る専用権は、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明により特定された商品等における位置の範囲に限られると考えられる。一方、商品等における位置を特定しない色彩の

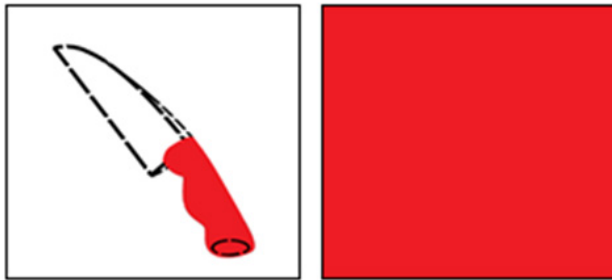
みからなる商標の専用権は、商品等における位置に関わらないものである。

このように、願書への記載の仕方により、専用権の範囲は異なり得ると考えられるため、願書に商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標の記載及び色彩のみの記載の両方がなされており、かつ、商標の詳細な説明において、当該色彩のみの記載についての説明がなされていない場合には、二件の色彩のみからなる商標が記載されているものと考えられ、また、色彩のみからなる商標の構成及び態様も特定されていないため、第3条第1項柱書、第5条第5項及び第6条第1項（一商標一出願）の要件を満たさないものとして取り扱う。

ただし、商標の詳細な説明において、「色彩のみの記載は当該色彩を明示したものである」旨の記載がされている場合には、位置を特定した色彩のみからなる商標であることが明らかたため、この限りでない。

（商標の詳細な説明の記載例）

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分赤色（RGBの組合せ：R255，G0，B0）とする構成からなる。

なお、色彩のみの記載は、当該色彩を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)